

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、「支給済み保護費の返還決定について」と題する通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分は、違法又は不当であると主張し、その取消しを求めている。

平成31年4月15日に495,180円の年金が振り込まれていたが、通常はキャッシュカードで引き出していたため気づかなかった。振り込まれたのを知ったときには、お金を使った後だった。請求人は、〇〇障害、〇〇症を患っており、生活面にも反映されている。保護費を返還すると生活が困難となる。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5年 5月 29日	諮問
令和 5年 6月 23日	審議（第79回第2部会）
令和 5年 7月 21日	審議（第80回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第10が、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、次官通知第8によって認定した収入との対比によって決定するとしていることからすると、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 収入認定（年金）

次官通知第 8・3・(2)・ア・(ア)は、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定することとし、同・(イ)は、(ア)の収入を得るための必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定することとしている。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 8・1・(4)・アは、厚生年金保険法等による給付で、1 年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとしている。

局長通知第 10・2・(8)は、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと（この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行うことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行えば足りるものであること。）としている。

(3) 費用返還義務

法 63 条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、被保護者は、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとしている。

「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問 13-5・答・(1)は、法 63 条は、本来、資力はあるが、これ

が直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであるから、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとしている。

法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うすることとしていると解されている（東京高等裁判所平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載。なお、同判決は最高裁判所において上告棄却により確定している。）。

(4) 自立更生免除

問答集問13-5・答・(2)は、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合について、本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱い（以下、この取扱いを「自立更生免除」という。）として差し支えない範囲を挙げ、その範囲として、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額。」（同・エ）等がある。

上記と同じ趣旨として、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「取扱通知」という。）1・(1)は、法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすることとした上で、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合」については、「④当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」等を控除して差し支えないとしている。

一方で、取扱通知1・(2)は、年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、同・(1)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められるとし、その取扱いとして、同・(2)・(イ)は、原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討することとしている。

そして、同・(ウ)は、資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意することとしている。

(5) 次官通知、局長通知及び問答集の位置付け

次官通知及び局長通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものであると認められる。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、請求人が提出した年金支払通知書及び〇〇銀行の通帳の写しにより、請求人が過去の年金（平成27年4月分から平成31年1月分までの年金）として381,185円（本件収入額）を遡及して受給したことを把握したことが認められる。

そして、処分庁は、同期間中に請求人が受領した保護費が24,011,942円であり、そのうち381,185円（本件収入額）に相当する額について、資力があるにもかかわらず保護を受けたものとして返還を求める処分（本件処分）を行ったことが認められる。

そうすると、被保護者に年金収入がある場合、同収入は収入認定され（1・(2)）、被保護者に資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、受けた保護費の範囲内で返還しなければならず（同・(3)）、遡及して受給した年金に係る自立更生免除については、定期

的に支給される年金の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると厳格に対応することが求められるとされているところ（同・(4)）、処分庁が、本件収入額に相当する保護費の返還を求める処分（本件処分）を行ったことは適切であり、その算定に当たっても違算は認められない。

したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、年金の振込に気づかなかったこと及び生活が困難となることから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

しかし、年金が振り込まれたことを知らなかったからといって、また、生活が困難となるからといって、遡及して受領した年金に相当する保護費の返還を免れるわけではない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 その他の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤眞理子、山口卓男、山本未来

別紙（略）